


<p>○ 岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程 (県例規集登載)</p>	<p>目次</p>	<p>岡山県公報</p>
<p>総務企画課</p>	<p>担当課(室)</p>	<p>発行 岡山県</p>
	<p>目次</p>	
	<p>担当課(室)</p>	

◎岡山県企業管理規程第一号

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年三月三十日

岡山県公営企業管理者 佐藤 一雄

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程（昭和二十九年岡山県営電気事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中

局長	次長	参与
三種	四種	

を

局長	次長	参与
三種	四種	

に、

を

発電総合管理事務所		
局長	次長	課長
六種	八種	

発電総合管理事務所	
局長	
五種	

平成30年3月30日 岡山県公報 号外

第五条第二項中「総務企画課長」の下に「、発電総合管理事務所長」を加える。

附 則

この規程は、平成三十年四月一日から施行する。

	次長	
	課長	
	総括参事	

八種

に改める。